

守口市高齢者補聴器購入助成金交付事業 Q&A集

NO	区分	質問	回答
1	申請	申請書はどこで受け取れますか。	高齢介護課・地域包括支援センターの窓口でもらってください。 その他に守口市のホームページからダウンロードできます。
2	申請	申請するときに必要なものはありますか。	申請書の下段に医師の意見書欄がございますので、耳鼻咽喉科を受診いただき医師に記入してもらう必要があります。 また、購入する予定の補聴器の見積書を販売店からもらって、申請書に添付してください。
3	対象者	現在、64歳ですが対象になりますか。	申請日において、65歳以上の守口市に居住する高齢者が対象です。(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき住民基本台帳に記載されている者。)
4	対象者	市民税が課税されていますが、対象になりますか。	市民税が課税、非課税問わず助成対象になります。
5	対象者	身体障害者手帳の交付を受けていますが、聴力ではありません。助成金の対象になりますか。	聴力の分類で手帳の交付を受けていなければ助成の対象になります。
6	対象者	要介護認定を受けていなくても対象になりますか。	対象になります。認定の有無は助成対象条件に含まれていません。
7	助成対象	以前に助成金をもらって片耳の補聴器を購入しましたが、新たな補聴器の購入を予定していますが、対象となりますか。	この助成金は、対象者1人1回限りの交付です。
8	助成対象	補聴器ではなく集音器を購入しようと思いますが、対象になりますか。	この助成金は、補聴器の本体購入費のみを交付対象にしています。集音器は対象外になります。

9	助成対象	助成金の上限額は片耳25,000円、両耳で最大50,000円となりますか。	助成金の上限は、片耳、両耳にかかわらず最大25,000円です。(購入費用が25,000円に満たない場合は実費の2分の1の補助率です。)
10	助成対象	先日、補聴器を購入したのですが、後からでも助成を受けることができますか。	事前に助成を受けるための申請をしていただき、交付決定後に補聴器を購入する必要があるため、事前に購入した補聴器に対して助成を受けることはできません。
11	助成対象	補聴器の附属品は対象ですか。	医療機器としての補聴器本体のみが助成対象です。附属品や診察料、その他の費用は対象となりません。
12	医師意見書	申請書の下段に医師意見書の欄がありますが、何科に受診すればいいですか。	耳鼻咽喉科で受診いただき、意見書を記入してもらってください。
13	医師意見書	意見書ではなく、診断書での提出も可能ですか。	診断書の添付でも申請可能です。
14	購入	補聴器を購入する店舗等は決まっていますか。	指定はございません。
15	購入	領収書には、どのような項目の記載が必要ですか。	購入者・申請者の氏名、購入日、購入金額、補聴器品名、発行者(購入店舗)の名称及び所在地等の記載は必要です。
16	購入	助成決定通知を受け取りましたが、いつまでに購入しなければいけませんか。	この助成を受けられるのは、当該年度中です。購入に時間がかかるなどご事情があれば相談いただきますようお願いいたします。
17	その他	申請は、本人のみでないといけませんか。	申請者は、交付対象者となります。申請が難しいなどの場合は、本人から委任状をもらってください。委任されている場合は、ご家族など代理の方でも申請が可能です。